

事業名	質問	回答
共通事項	1 補助金のスケジュールはどのようになるか。	令和8年2月現在で次のとおり予定しています。 交付申請 令和8年4月15日までに提出 交付決定 令和8年5月頃 概算払請求書を提出した事業者に順次概算払 (交付決定日から令和8年12月31日までに 納品完了及び支出した経費が補助対象) 実績報告 事業完了(納品・交付決定額の支出を完了)後 1か月以内又は令和9年2月1日までに提出 県において確定後、必要に応じて精算払 又は返還命令 仕入控除税額報告 各法人の会計年度終了後
	2 概算払は可能か。	交付決定後、概算払請求書を提出された事業者については、 交付決定額を上限として概算払を行います。 概算払請求書を提出しなかった事業者については、実績報告 書をご提出いただき、確定後に精算払をさせていただきます。
	3 交付申請の方法は。	交付申請書(専用のエクセルファイルで作成してください)を次の いずれかの方法で県あてご提出ください。 ①「しまね電子申請サービス」の専用ページにアクセスし、エク セルファイルをアップロードする ②郵送
	4 事業所・施設ごとに交付申請すればいいか。	交付申請は法人ごとに各事業所分をまとめて作成する形式と していますので、法人単位での交付申請にご協力をお願いし ます。
	5 交付申請書に代表者の押印は必要か。	押印は不要です。
	6 交付申請書に購入予定の物品に係る見積書を添付する必要 があるか。	見積書の添付は求めません。
	7 2度目の交付申請はあるか。	各事業者からの交付申請の状況によりますが、できるだけ最 初の交付申請で必要な額を積算した上で申請していただけま すようお願いします。 なお、2度目の交付申請を行った場合でも、補助上限額は1度 目との合計に対して適用されます。
	8 事業所、施設は島根県内にあるものの、本社が島根県内にな い場合、申請できるか。	本社が県外であっても、県内を所在地とする事業所、施設につ いては対象となります。 なお、本社が島根県内であっても、県外に所在する事業所、施 設は対象外です。
	9 休止中の施設は対象となるか。	事業実施期間(交付決定日から令和8年12月31日まで)すべ てが休止となる場合は、対象とはなりません。
	10 施設の定員はいつ時点で判断すべきか。	令和7年4月1日現在とします。ただし、4月2日以降に開設さ れた施設については、開設日現在の定員とします。
	11 いつからいつまでの経費が補助金の対象となるか。	交付決定日(令和8年5月1日を予定)から、令和8年12月31 日までの経費とします。交付決定日より前に契約した物品購入 等は対象となりませんのでご注意ください。
	12 どのような経費が対象となるか。	交付要綱に示している例のように、①猛暑などの困難な事態 においても介護サービスを継続するための対策、②災害発生 時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等 の整備として、必要な物品等の購入費用が対象となります。 なお、介護報酬等、他の収入との重複は不可であり、かかり増 し経費が対象となります。
	13 基準単価どおりの交付を受けることができると考えてよいか。	各事業者からの交付申請をとりまとめた結果、予算額を超過 する場合は、交付申請額に満たない金額で交付決定する可 能性がありますので、あらかじめご了承ください。
	14 実績報告書に領収書・納品書等の支払証拠書類や、購入した 物品の写真等を添付する必要があるか。	支払証拠書類や写真等の添付は求めませんが、交付要綱 上、5年間の保管を義務付けています。県から問い合わせが あった場合はすぐに提示できるよう、整理の上保管しておいて ください。
介護事業 所等サー ビス継続 支援事業	15 介護予防サービスは補助対象に含まれるか。	補助対象には含まれません。

島根県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金Q & A

事業名	質問	回答
	16 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象には含まれません。
介護事業所等サービス継続支援事業	17 介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。ただし、令和7年9月から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は、補助対象には含まれません。
	18 基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
	19 介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。	算定に含まれません。
	20 障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。含まれる場合の補助上限は。	補助対象に含まれます。補助単価は1事業所あたり20万円です。
	21 施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定するのか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象とはなりません。なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることはありません。
	22 同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるか。	補助対象となります。なお、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、一つの事業所として補助対象となります。
	23 訪問介護事業所における1月あたり延べ訪問回数や、通所介護事業所における1月あたり利用人数は、どの期間の人数で判断すればいいか。	令和7年4月サービス提供分から同年9月サービス提供分までの1か月平均回数(小数点以下四捨五入)でご判断ください。なお、同期間にサービス提供がない月が存在する場合は、該当月を除きます。 不明の場合は県にお問い合わせください(同期間にサービス提供がまったくない場合を含む)。
	24 災害備蓄等の購入費の例示として、ローリングストックの初期費用であるが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいということか。	お見込みのとおりです。
	25 備品の購入費は対象となるか。	補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、取得費用が50万円以上など、財産処分制限の対象となる備品等の購入は認められません。
介護施設等サービス継続支援事業	26 対象となる施設はどこか。	介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護(空床利用型を除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホームです。
	27 公立の施設も交付対象となるか。	交付対象となります。
	28 施設の定員はいつ時点で判断すべきか。	令和7年4月1日現在とします。ただし、4月2日以降に開設された施設については、開設日現在の定員とします。
	29 対象経費を「食材料費等」としているが、「等」はどのような経費を想定しているのか。	施設における食事提供に係る食材料費の他、例えば、食事の準備を外注している施設の外注費などが考えられます。セントラルキッチンの利用など、食事の準備の委託費も対象として差し支えありませんが、食事提供に係る職員の賃金は対象外となります。
	30 食材費について、利用者負担を行っている施設は、食材費の購入費から利用者負担額分を差し引く必要があるか。	利用者負担額分を考慮する必要はありません。
	31 食材料費は、利用者負担が原則と考えるが、事業者が負担する額を補助するという考え方で良いか。	事業者が負担する額を補助するという考え方で差し支えありません。
	32 令和7年度に食材料費に係る応援金(定員1人あたり10,500円)があったが、今後同様の支援があると考えてよいか。	食材料費応援金を盛り込んだ補正予算案を令和8年2月議会に提案しているところですが、当該応援金は介護施設等サービス継続支援事業の対象とはならない入所系施設(認知症対応型グループホーム、介護付きホーム、小多機、看多機)を対象とするものです。 また、各介護事業所・施設を対象とした光熱費に係る応援金についても、上記補正予算案に盛り込んでいるところです。